

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案に関する
御意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和7年6月6日
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（総括担当）付

「災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」について、令和7年4月25日から令和7年5月25日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載することを通じて、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、30件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要と当該御意見に対する内閣府の考え方については、以下のとおりです。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

通し番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>今回の災害対策基本法の改正は、視覚障害者にとって重要な意義を持ちます。筆者は東日本大震災などで視覚障害者支援に従事した眼科医であり、支援の中心を担う歩行訓練士は法的に位置づけられていないため、有事の支援体制に組み込まれてきませんでした。視覚障害者は環境の変化に弱く、専門的支援が不可欠ですが、国家資格でない歩行訓練士は制度上例示されず、支援が遅れる要因となっています。改正案にある「指定計画相談支援に従事する者」には、実際には歩行訓練士が該当するケースも多いものの、その役割は文章上に反映されていません。このような状況を改善するためにも、歩行訓練士が支援の一員として想定されていることが明確になる表現を盛り込んでいただきたいと思います。また、過去の災害で実績のある視能訓練士も「医療関係者」に加えることをご検討願います。</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム（DWAT）の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。</p> <p>また、医療関係者として、令和6年能登半島地震において相当程度の実績がある医療系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>私は個人で診療所を開設する眼科医で、令和6年能登半島地震において1.5次避難所で眼科医療支援に従事しました。</p> <p>・災害時の視覚障害者支援の第一歩は障害者の連絡先等の把握にあると考えます。災害対策基本法において、障害者の方は避難行動要支援者名簿への登録が</p>	<p>障害者支援に係わる団体については、被災者援護協力団体の登録制度の登録対象に含まれております。</p> <p>また、避難行動要支援者の名簿情報に関する規定に関するご意見は、今回の意見募集の対象ではございませんが、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>

	<p>勧められており、大規模災害時には本人の同意を得ずとも避難支援等関係者に名簿情報を提供できると理解していますが、未だ登録率は高くないようです。障害者と連絡が取れない場合、障害者支援に数ヶ月を要し、障害者の孤立等の問題が発生すると考えられ、早期支援の重要性は大きいと思われま。</p> <p>したがって、公的な視覚障害者支援団体が支援を行う場合には、例えば身体障害者手帳 1, 2 級所持者の連絡先等の情報を開示いただければ、視覚障害者との連絡が多くケースで可能となると考えられ、ご検討いただきたくよろしくお願い致します。</p> <p>・「被災者援護協力団体」の登録制度が創設されるようですが、視覚障害に限らず障害者支援に出動する団体の事前登録制度等の準備もご検討いただきますようお願い致します。</p>	
3	<p>視覚障害を有する方に対する専門職が抜け落ちていると思います。</p> <p>「福祉関係者」の中に歩行訓練士（視覚障害者生活訓練等指導者）と、「医療関係者」の中に視能訓練士を加えて頂きたいです。</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム（DWAT）の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところではあります。</p> <p>また、医療関係者として、令和6年能登半島地震において相当程度の実績がある医療系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところではあります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>公認心理師を「福祉関係者」に含むことに賛同いたします。公認心理師は、福祉のみならず、保健医療、教育、司法・犯罪、産業・労働等の多様な分野で活動しております。「福祉関係者」として災害救助に従事する際には、その専門性を生かしつつ、支援分野間の連携強化に努めながら、被災者支援を展開できればと考えております。</p>	<p>ご賛同のご意見ありがとうございます。</p>
5	<p>救助法において、従事命令の対象者に、視覚障害者に対する専門職がございません。</p> <p>そのため、「福祉関係者」の範囲に「歩行訓練士」を、「医療関係者」の範囲に「視能訓練士」を加えるべきではないかと考えます。</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム（DWAT）の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところではあります。</p>

		<p>また、医療関係者として、令和6年能登半島地震において相当程度の実績がある医療系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>視覚に携わる者として意見します災害時に最も困るのは弱者であり、その中でも身体障害の方々です。都道府県知事等からの従事命令の対象範囲としてこの観点不足しています。下記の方を含めるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉関係者」として歩行訓練士（視覚障害者生活訓練等指導者） ・「医療関係者」として視能訓練士 <p>聴覚障害の方については詳しくないですが、視覚障害と同様な方がいると思います。</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム（DWAT）の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。</p> <p>また、医療関係者として、令和6年能登半島地震において相当程度の実績がある医療系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>日本におけるロービジョン者は少なくとも150万人とも言われている。福祉関係者の中に視能訓練士もしくは歩行訓練士、視覚障害者生活訓練等指導者を加えるべきだと思う。案の中で挙げられる職種では、視覚障害者に対するケアが薄くなるのが考えられるためである。</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム（DWAT）の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>視能訓練士を医療関係職に追加で掲載していただきたい。災害等が起きた際に各所派遣等に対応出来るように宜しくをお願いします。</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする医療関係者として、令和6年能登半島地震において相当程度の実績がある医療系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>災害対策基本法の第33条の二のホ「心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの」という条文は大いに問題のある条文だと思います。心身の障害があっても十分被災地支援ができますし、実際に被災障害者支援をする場において、当事者がピアサポートとして支援することは非常に有益な支援になります。付帯決議にもこの条文の問題点が書かれていますが、条文のこの文言は絶対外すべきだと考えます。</p>	<p>法律の条文に対するご意見は今回の意見募集の対象ではございませんが、当事者によるピアサポートの重要性に関するご意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>

<p>10</p>	<p>救助法の都道府県知事等からの従事命令の対象として、視覚障害者支援に従事している「医療関係者」の視能訓練士と「福祉関係者」の歩行訓練士を追加して頂きたい。</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム（DWAT）の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。</p> <p>また、医療関係者として、令和6年能登半島地震において相当程度の実績がある医療系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>11</p>	<p>視覚障害者の安全確保と生活支援の観点から、「視能訓練士」および「歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者）」を従事命令の対象者に加えることを要望いたします。災害発生時、視覚障害者にとって単独での避難や移動は極めて困難であり、被災地での生活も自助や家族・近隣住民による支援（共助）だけでは対応に限界があります。視能訓練士は、視覚障害の程度やニーズに応じた適切な支援方法を判断し、これまでも被災地において生活支援や移動支援に協力してきた実績があります。加えて、歩行訓練士は民間資格であるものの、視覚障害者の自立生活を支援する専門職であり、今回の「福祉関係者」の範囲に含めるべきと考えます。災害後の視覚障害者は、日常生活動作（ADL）の回復や歩行訓練、ロービジョンケアなど、多くの課題を抱えており、自立を取り戻すまでに時間がかかることが少なくありません。そのため、専門的な知見と技術を有する人材が早期に介入することが不可欠です。今回の制度改正にあたっては、これらの専門職も災害対策本部の指揮のもとで活動できる体制を整えることで、より包括的かつ専門的な災害時支援の構築が可能になると考えます。</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム（DWAT）の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。</p> <p>また、医療関係者として、令和6年能登半島地震において相当程度の実績がある医療系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>12</p>	<p>今回の改正法案により、救助法においては、従事命令の対象として「福祉関係者」が含まれたことは喜ばしいことであるが、関係者の範囲においては視覚障害関係の職種が含まれていないことは残念なことです。阪神大震災に始まり、その後の熊本や東日本、さらに今年の能登の震災において、視覚障害関係の職種、</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム（DWAT）の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>

	<p>具体的には歩行訓練士（視覚障害者生活訓練等指導者養成研修を受けた者）と呼ばれる職種の専門家は、被災した視覚障害者の支援に重要な活動を担ってこられましたし、その活動については内閣府としても十分把握していると思えます。視覚障害者には、視覚障害者としての特有のニーズや特性があり、それを把握していないと、支援活動は不十分ですし、間違った方向に進めことにもなりかねません。確かに、歩行訓練士は国家資格として認められたものではありませんが、今回の福祉関係者の中には、そうではない職種も含まれていることは事実であり、福祉関係者の中に「歩行訓練士（視覚障害者生活訓練等指導者養成研修を受けた者）」を加えることを強く要望いたします。</p>	<p>討の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>今回の改訂で、従事命令の対象として「福祉関係者」を追加すること、および「福祉関係者」の資格として公認心理師を含めていただくことになり、これはたいへんありがたく、公認心理師の職能団体として、強く歓迎いたします。</p> <p>国家資格である公認心理師は、すでに7万人以上の有資格者が存在し、福祉のみならず、保健医療、教育、司法・犯罪、産業・労働等の多様な分野で活動し、その能力を発揮しております。</p> <p>災害への対応としましても、公認心理師は、令和6年の能登半島地震をはじめ、これまでも災害発生時の支援に携わってきました。被災者の心理に関する支援、各種災害救助支援者との連携など、公認心理師のこれまでの実績と専門性を活かして協力することができます。ぜひ公認心理師を被災者への支援に活用ください。</p>	<p>ご賛同のご意見ありがとうございます。</p>
14	<p>従事命令の対象となる範囲は、「福祉関係者」の範囲を、保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、相談支援専門員、となっています。</p> <p>加えて、「医療関係者」の範囲として、栄養士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科技工士を新たに追加することとなっておりますが、視覚障害がある方に対する専門職が入っておりません。</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム（DWAT）の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。</p> <p>また、医療関係者として、令和6年能登半島地震において相当程度の実績がある医療系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。</p>

	<p>「福祉関係者」の中に、視覚障害者生活訓練等指導者養成研修を受けた者（歩行訓練士）を、「医療関係者」の中に、視能訓練士を入れても良いのではないかと思います。これまで起きた大規模な災害時にも日本盲人福祉委員会が中心となり歩行訓練士が現地入りし、被災視覚障害者に対し支援を行ってきた実績もあります。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
15	<p>今回の災害対策基本法の改正においては、視覚障害を有する方々への支援を行う専門職が含まれておらず、視覚障害者はこの改正においても取り残された状態になっていると感じます。被災した視覚障害者には、避難所において掲示された情報が読めないこと、配給物を得るためどこに並んだらよいかわからないこと、トイレの位置や使い方がわからないなど見えないことによる様々な障害に対して健常者とは異なる配慮が必要です。眼科医療において眼科医とともに日常的に視覚障害者の検査・訓練を行っている視能訓練士は、これまでの災害においても支援を行ってきた実績があります。さらに、視覚障害生活訓練等指導者ともいわれる歩行訓練士は、視覚障害者に対する白杖を用いた歩行訓練のみならず日常生活に必要な生活訓練を行うことで自立へのサポートをしており、被災した視覚障害者のための専門的な支援者としてまさに適切な専門職です。そのため、都道府県知事等からの従事命令の対象となる「福祉関係者」に歩行訓練士を、「医療関係者」に視能訓練士を加えていただくことで、誰一人取り残さない社会の実現に向けた配慮がなされるようになることを願います。</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム（DWAT）の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。</p> <p>また、医療関係者として、令和6年能登半島地震において相当程度の実績がある医療系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>災害救助法第7条（従事命令）に「福祉」が追加されたことに伴い、施行令第4条に「福祉関係者」が加えられ、「福祉関係者」の範囲を、保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者（相談支援専</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム（DWAT）の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところであり、実費弁償の対象者を規定したものではありません。</p>

	<p>門員) とされる改正案が示されている。</p> <p>有資格の専門職のみが実費弁償の対象となり、資格を有しない社協職員等の実費弁償が対象外となっており不適切である。福祉サービス提供の現状を踏まえ、「等」を加えるなど実態に即した規程とすべきと考える。</p>	
17	<p>改正法案で示されている福祉関係者と医療関係者の職種では、視覚障害者に対する支援ができないのではないかと危惧します。視覚障害者に対する支援も検討されるのであれば、福祉関係者として視覚障害者等生活訓練指導員(歩行訓練士)、医療関係者として視能訓練士を入れるべきと考えます。視覚障害はいろんなところで漏れてしまいますので、ご検討の程よろしくお願いいたします。</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム(DWAT)の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。</p> <p>また、医療関係者として、令和6年能登半島地震において相当程度の実績がある医療系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>防災監はどのような基準で選ばれるか明確になっていません。緊急時に的確な指示や狼狽するだけの人間は不要です。</p> <p>「福祉関係者」は外国籍の人間も含むのですか?昨今の報道で、外国籍の労働者がまともに日本語を理解できないことが発覚したのに、混乱している現場で手間のかかる人間も派遣するのですか?緊急時に邪魔になるし、放置していると窃盗など犯罪行為をする隙を与えるだけです。偏見ではなく外国籍の人間が被災地で窃盗している動画が拡散されています。災害現場で犯罪行為をするはずがないという性善説は通用しません。</p>	<p>防災監については、その役割を適切に発揮できるよう、これまでの経験等を総合的に勘案した上で、適切に任命されるものと考えております。</p> <p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム(DWAT)の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところであり、外国籍の資格者も含むものです。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
19	<p>従事命令権の行使は、国民の自由を拘束することになるため、その濫用は厳に慎み、真に必要なやむを得ない場合に限り行使することを徹底していただきたい。また、改正内容(4)が言及しているのは、従事命令の対象となる「福祉関係者」の範囲であり、救助法において、福祉サービスの提供を行う者を定義する規定ではないという理解でよろしいか。</p> <p>そうであれば、福祉サービスの提供を行う者はすべて従事命令の対象となるといった誤解が生じないようにご高配いただきたい。</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム(DWAT)の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところであり、ご指摘のとおり、同法第4条第1項第6号に規定する「福祉サービスの提供」を行う者を定義するものではございません。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>

<p>20</p>	<p>私は富山県に住む視覚障害者（1級）です。家内も全盲です。1年半前の能登半島地震では、我が家も大きく揺れましたが倒壊は免れ、海岸からも8キロほど離れていたため避難所に避難はしませんでした。</p> <p>目の見えない者にとって、住み慣れた自宅では、人の手を借りることなく生活できますが、もし避難所に入らなければならぬと、新しい環境の中で、どこに何があるかも分かりません。トイレへの移動にも人の手を借りなければなりません。視覚障害者にとって避難所はとても厳しい環境です。</p> <p>今回の法改正の中に、医療関係者として視能訓練士、福祉関係者として歩行訓練士も入れてもらえないでしょうか。東日本大震災を始め、熊本地震、今回の能登半島地震においても日本盲人委員会から派遣された視能訓練士や歩行訓練士が避難所にいる視覚障害者に大きな助けになったと聞いています。ぜひ法律の中に、視能訓練士と歩行訓練士も入れていただきたいと思っております。</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム（DWAT）の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところでは、令和6年能登半島地震において相当程度の実績がある医療系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところでは、いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>21</p>	<p>今回、災害救助法の改正で「福祉関係者」が規定され、その従事命令の対象となる福祉関係者の範囲に国家資格である社会福祉士や精神保健福祉士のほか、地域でより密接な関係にある介護支援専門員や相談支援専門員が入っております。一方で障害特性により支援も一層の専門性が必要となる視覚や聴覚に関する分野での福祉関係者も必要であると思っております。</p> <p>私は視覚障害者の歩行や ICT,日常生活訓練を行う「視覚障害生活訓練等指導者（通称:歩行訓練士）」をしておりますが、過去の甚大な災害の際には我々、歩行訓練士が眼科医や視能訓練士とともに現地にて視覚障害者の支援にあたってきました。障害全体から見ると数も少ない視覚障害者は災害時には余計に埋もれてしまい、必要な支援が届かないことが想像されます。今回の改正において、視覚、聴覚障害に対する配慮を一層お願いいたします。</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム（DWAT）の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところでは、いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>22</p>	<p>【質問1】 災害救助法により従事命令される福祉関係者を保育士、社会福祉士、介護福</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害に</p>

	<p>社士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、相談支援専門員とすることですが、これは平成 30 年 5 月 31 日付け社援発 0531 第 1 号「災害時の福祉支援体制の整備について」に基づく災害派遣福祉チーム (DWAT) を指しているのでしょうか？</p> <p>【意見 2】</p> <p>DWAT を指しているのであれば、「災害福祉支援ネットワーク、DWAT の実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業報告書 (データ版)」のとおり、各都道府県で他の資格者 (ホームヘルパー、手話通訳士等) や特に資格を持たない福祉職員 (介護職員、生活支援員、生活相談員、児童指導員等) がチーム員として活動していますが、今後は派遣ができなかったり、実費弁償の対象とならなかったりするのでしょうか？</p>	<p>において災害派遣福祉チーム (DWAT) の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところであり、実費弁償の対象者を規定したものではありません。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
23	<p>政令で定める「福祉関係者」の範囲に「視覚障害者生活訓練等指導員 (歩行訓練士)」を加えてください。合わせて「視能訓練士」についても加えていただきたい。</p> <p>視覚障害者に対する専門的立場の人材が必要です。見えないものは情報入手と移動に大きな困難があります。見えないものは場所を記憶して安全に暮らしています。</p> <p>災害時は慣れた場所の空間が一変し安全な移動が困難となります。避難所での生活に多大な困難が生じます。災害関連死を含む危険な状況となります。これらの問題を改善するためには、専門家が必要です。</p> <p>視覚障害者生活訓練等指導員 (歩行訓練士) と視能訓練士を明記してください。</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第 7 条第 1 項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム (DWAT) の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
24	<p>今回の改訂において視覚障害の観点から様々な役職が抜けております。</p> <p>医療の方として視能訓練士、福祉の方として視覚障害生活訓練等指導者 (歩行訓練士) を認めて頂けますよ陳情致します。</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第 7 条第 1 項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム (DWAT) の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところです。</p> <p>また、医療関係者として、令和 6 年能登半島地震において相当程度の実績がある医療系資格であって、法令にその定</p>

		<p>めがあるものを規定したところでは、いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
25	<p>救助法において、都道府県知事等からの従事命令の対象として新たに規定された従事命令の対象となる「福祉関係者」の範囲に、視覚障害生活等指導者養成講習会の修了者、を加えて頂きたい。一般に、歩行訓練士と呼ばれる職種であるが、阪神淡路の災害時より、発災時には視覚障害者支援を行なってきた実績がある。</p> <p>被災視覚障害者支援は非常に特殊であり、視覚を用いずに見慣れない避難所などの環境に適応しなくてはならない状況を鑑みても、視覚障害者の移動と生活に専門的な知識と経験を持つ支援者の存在が不可欠だと考えられる。</p> <p>更に、「医療関係者」の範囲として、新たに追加される、「栄養士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科技工士」に「視能訓練士」をも加えて頂きたい。言語聴覚士と歯科技工士が入っていて、視能訓練士がないのは、改正案作成時に視覚の重要性と視覚障害者が被災した際の深刻さの認識が不足しているように見受けられる。この欠落に異常を感じ、敢えて記載するが、視能訓練士は国家資格である。</p> <p>視覚に関わる2職種の追加をお願いしたい。</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム（DWAT）の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところでは、</p> <p>また、医療関係者として、令和6年能登半島地震において相当程度の実績がある医療系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところでは、</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
26	<p>救助法において、都道府県知事等からの従事命令の対象となる「医療関係者」の職種に「視能訓練士」を加えるべきと考えます。</p> <p>私は、2018年7月の西日本豪雨で、倉敷市真備町に起きた大規模水害の際に、被災地の避難所で眼科診療を行った眼科チームの医師です。日本眼科医会、岡山県眼科医会は7月12日、7月13日の2日間、避難所となっている2小学校で、眼科医療支援車（ビジョンバン）を持ち込み、非難されている方、合計92名に眼科診療を行いました。支援内容は災害後発症した結膜炎に対する処置、薬剤投与が多かったのですが、これまでの治療薬や眼鏡、コンタクトレン</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする医療関係者として、令和6年能登半島地震において相当程度の実績がある医療系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところでは、</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>

	<p>ズを自宅から持ち出せなかった方や、かかりつけ医療機関の水没、自身の以後の転居予定などで新しい医療機関への紹介を求める方もいらっしゃいました。医療チームは医師が両日で延べ17名が参加しましたが視能訓練士1名も両日参加しており、限られた時間や設備のもとで、平時より眼科検査に携わる視能訓練士の同行は大いに力となってくれました。詳細は日本ロービジョン学会誌22:12-18, 2022「大規模災害時の行動指針」で報告しました。</p>	
27	<p>「従事命令の対象」＝「福祉サービスの提供を行う者の対象」といった誤解が自治体や社会福祉事業者、従事者に生じないよう、「福祉サービスの提供を行う者の対象」が限定されていないことを明記いただきたい。</p>	<p>本政令案においては、災害救助法第7条第1項の規定による従事命令の対象とする福祉関係者として、過去の災害において災害派遣福祉チーム（DWAT）の構成員等として相当程度の実績がある福祉系資格であって、法令にその定めがあるものを規定したところであり、ご指摘のとおり、同法第4条第1項第6号に規定する「福祉サービスの提供」を行う者を定義するものではございません。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>

※取りまとめの都合上、いただいた御意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。